

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

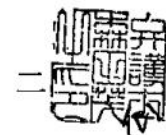
被告 社会福祉法人 S 会

求釈明申立書

平成27年2月20日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 谷 雄 二



同 森 田 茂



原告は、被告に対し、以下の通り求釈明を申し立てる。

1. 資料の提出

原告は被告に対して、下記の資料の提出を求める。

- ①早享についての情報や資料がまとめられているもの（個人ファイルなど）
- ②早享についての個別支援計画書（入所時から死亡時まで）
なお、上記①に含まれている場合は①の提出で足りる。
- ③早享の日中の支援、夜間の支援、服薬の記録
なお、上記①に含まれている場合は①の提出で足りる。
- ④「**H**」の建物についての図面（平面図、立面図）
- ⑤「天使の扉」の構造や鍵の位置がわかる図面などの資料
- ⑥事故後、被告の方で本件事故について検討した会議の議事録

2, 説明

原告は被告に対して、下記の点について説明を求める。

- ①早亨を見失った場所と天使の扉の位置と距離（上記③の図面を使って示していただきたい）。
- ②当時の天使の扉の人の出入りの状況（頻繁だったのか。前後に何人くらいの人が入り出ていたか）。
- ③早亨を見ていた■■■■が部屋に靴下を取りに行くとき、早亨と一緒に部屋に連れて行かなかった理由。
- ④早亨が外へ出る直前に天使の扉を開けたのは誰か。
- ⑤早亨が天使の扉から外に出られた理由（例えば「付近に人がおらず扉が開いたままの状態だった。」「早亨が他の出入りする人達に紛れて外に出た。」など）。
- ⑥当時の■■■■ H ■■■■の当日のスタッフの数、支援時の人数。

以上